

災害時要援護者避難支援事業 を実施しています

～地域ぐるみの支援にご協力をお願いいたします～

平素は市行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

近年、多発する自然災害により、一人での避難行動が難しい高齢者や重い障がいを持つ方などが被害に遭われるケースが多く見られます。

生駒市では、そのような方の逃げ遅れやそれにとまなう被害を少しでも減らすため「災害時要援護者避難支援事業」を実施しています。

この事業は、避難しなければならない場合に、「自力や家族での対応が困難で第三者の助けが必要」と意思表示された方（災害時要援護者）に対して、自治会等を通じて近隣で避難支援員を選定していただくなど、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備するものです。

災害による被害を軽減するための地域ぐるみの支援にみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

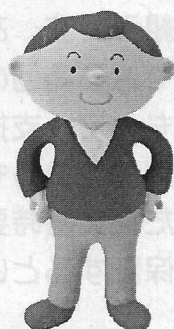
【問い合わせ】

◇災害時要援護者避難支援事業について…生駒市高齢施策課

（TEL：74-1111（内線 767） FAX：75-4879）

◇生駒市の総合的な災害対策について…生駒市防災安全課

（TEL：74-1111、（内線 255） FAX：74-9100）



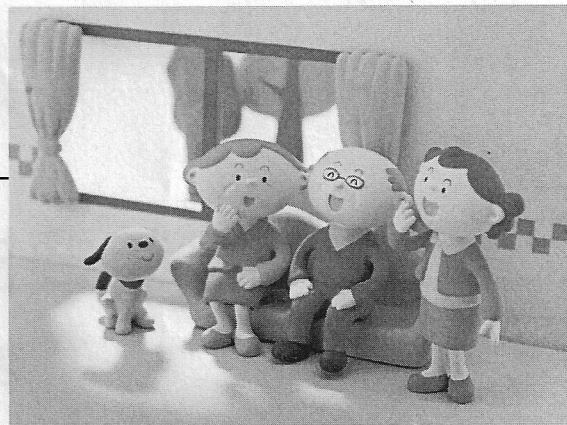
裏面もごらんください⇒

具体的にはいつから何をするの？

8月初旬以降に、貴自治会区域にお住まいの新規対象者（下の「調査票の送付対象者は？」に記載する要件の方）に、市役所から調査票を送付します。

調査票により、避難しなければならない場合、「自力や家族での対応も困難で第三者の助けが必要」と意思表示され、個人情報の提供に同意された方を「災害時要援護者台帳」に登録し、自治会等のご協力の下、避難支援員を選定していただき、「個別支援計画書」の作成を行います。

「個別支援計画書」の作成にあたっては、自治会等、地域の関係者の方が災害時要援護者の方のお宅へ訪問して、必要事項の聞き取りなどを行っていただきます。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。



調査票の送付対象者は？

次のいずれかに該当する方です。

◇70歳以上の一人暮らしの方
（民生児童委員の調査に基づく該当者）

◇要介護3以上の認定を受けている方

◇障害者手帳の交付を受けている方
（身体1・2級、療育A、精神1級）

◇難病患者の方（郡山保健所へ要援護者台帳の登録をしている方）

※なお、上記以外で災害時の避難支援を希望される方は、市役所高齢施策課へお問い合わせください。

避難支援員は何をするの？

避難支援員の方には、災害発生時に、災害時要援護者の方への情報の伝達や避難時の手助けをお願いすることとなります。

災害時要援護者お一人に対して、近隣でお二人の避難支援員のご協力をお願いします。

なお、これは災害時要援護者のご意思と、避難支援員のご好意により成り立つ任意の取り組みです。あくまで近隣住民としてできる範囲の支援を行っていただくもので、支援において法的な責任や義務を負うものではありません。また、災害時要援護者への支援を必ず保証するというものではありません。



※この事業は、地域住民のご協力によって成り立っています。災害時要援護者に登録されている方の状況に変更があった場合（死亡、転出、転居、施設入所、長期入院など）は、市役所高齢施策課か自治会へご連絡ください。